

(参考資料 1)

電気料金支払いに関する災害特別措置の認可について

1. 電気料金支払いに関する災害特別措置の認可

災害救助法適用市町村において、被災した需要家に対する災害特別措置として、電気事業法第21条第1項ただし書の規定に基づき、料金その他の供給条件について特別措置(料金の支払期限の延長等)を実施するため、平成24年11月29日に上記市町村を供給区域とする北海道電力株式会社から認可申請を受け、即日、特別措置(別紙参照)の認可を行いました。

なお、11月27日の暴風雪による被害について、電気料金支払いに関する災害特別措置の適用される市町村は以下のとおりです。

災害救助法適用市町村 : 北海道むろらんし室蘭市、のぼりべつし登別市、だてし伊達市、あぶたぐんとようらちよう虻田郡豊浦町、
うすぐんそうべつちよう有珠郡壮瞥町、しらおいぐんしらおいちよう白老郡白老町、あぶたぐん虻田郡
とうやこちよう洞爺湖町

隣接市町村 : 北海道とまこまいし苫小牧市、ちとせし千歳市、あぶたぐんるすつむら虻田郡留寿都村、あぶたぐんまっかりむら虻田郡真狩村、
あぶたぐんにせこちよう虻田郡二セコ町、いそやぐんらんこしちよう磯谷郡蘭越町、やまこしぐんおしやまんべちよう山越郡長万部町

当該災害特別措置には、災害救助法が適用された日(平成24年11月27日)まで遡及して適用されます。また、今後、被害が深刻化・長期化するような場合、または災害救助法適用市町村が拡大するような場合などには、事業者から適宜申請を受けて、速やかに特別措置の認可を行なう予定です。